

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
17	鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直し	1
29	地籍調査における事業計画の変更手続の廃止等の見直し	7
37	行政事務における戸籍情報の電子的な利用の拡大	16
35	登録免許税の軽減等に係る市区町村による住宅用家屋証明の廃止	23
25	新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長	26
24	バリアフリー法における建築物特定施設を条例で追加可能とする見直し	29
31	都道府県住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する独自基準を設定可能とする見直し	32
2	児童扶養手当の受給資格要件の明確化	35

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

163

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。

また、同法第14条の2により、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するときは、指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の種類ごとに「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を定めるとされ、当県では、ニホンジカに関して同計画を策定している。なお、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、同交付金実施要綱で「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること」と規定されている。

両計画の一般的な違いとして、実施期間について、基本指針により「第二種特定鳥獣管理計画」は原則として3～5年間程度とされている一方、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、原則として1年以内と規定されている。このため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」については、毎年度策定する必要がある。

【支障事例】

上記のとおり、「第二種特定鳥獣管理計画」とは別に、毎年度、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する必要があり、過大な負担が生じている。具体的には、毎年度の計画案の策定、利害関係人(林野庁や猟友会等)からの意見聴取、関係地方公共団体との協議を実施することが義務付けられている。また、鳥獣の管理を図るための計画として、管理計画と実施計画が存在するため、計画体系としても分かりづらい。

【懸念の解消策】

「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定している場合は、当然に当該指定管理鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定していることから、別に実施計画を定めなくとも管理計画で同内容を規定することは可能と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

鳥獣の管理を図るために策定する管理計画及び実施計画が一本化され、計画体系が分かりやすく整理される。また、毎年度、実施計画を策定する必要がなくなり、行政の合理化も図られる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第14条の2

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施要綱、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、茨城県、京都府、高知県

○直近の被害発生状況や生息数などにより、実施の判断や対象区域の見直しなどが必要なこともあるため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を毎年度定めるかどうかについては、各県等の実情に応じて柔軟な対応が可能な形が望ましい。

○当県においても、ニホンジカについて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定しており、1種だけでも策定にかかる事務は大きな負担となっている。

各府省からの第1次回答

ニホンジカ及びイノシシについては、個体数及び捕獲頭数が年によって変動し、当初設定した捕獲目標を達成できない場合もあり、計画的な管理を進めるためには、捕獲実績を基に次年度の捕獲目標頭数を見直すなど、順応的な見直しが重要となる。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画では、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、次年度の捕獲目標頭数を設定するなど、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び同事業の内容を定めることとしている。

以上のようなことから、鳥獣保護管理法第3条に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年環境省告示100号）」では、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間を原則として1年以内としているが、同基本指針では、「実施期間については、対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。」こととされており、現行制度においても、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施期間は、都道府県の判断により、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定することが可能である。

また、現行制度では、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において定めることされている事項を第二種特定鳥獣管理計画において定めることは妨げておらず、都道府県において、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目的を達成することが可能と判断されるのであれば、現行制度においても、第二種特定鳥獣管理計画と指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を統合して定めることは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行規定により対応可能である旨の回答をいただいたが、以下により、対応できないと考える。
実施計画の期間について、平成29年の国通知で1年を「一定程度」超える計画を策定出来るとされているが、同通知では1年を超える計画の事例が具体的に示され、本事例に該当しない場合は国へ相談することが求められており、都道府県の判断で期間を設定することが可能であると解釈することは困難と考える。
両計画の統合については、現行制度においても、実施計画で定めることとされている事項については、特定計画においても当然に定めていることから、期間の齟齬が無いのであれば特定計画で実施計画の目的を達成することは可能であり、別に法で実施計画の策定に関する規定を設ける理由がない。
また、両計画を統合して定めることが可能との回答については、法で、実施計画の策定が義務付けられている以上、特定計画とは別に、指定管理鳥獣ごとの実施計画を策定しなければならないことには変わりはなく、実質的な意味での統合ではなく、別々の計画が併存しているだけである。
指定管理鳥獣の生息個体数及び捕獲頭数が年度によって変動し、捕獲目標頭数を見直す必要がある年度があることは理解するが、その場合でも毎年度実施計画を策定する必要性に乏しく、関係者の合意を図った上で特定計画を変更出来ることが担保されれば、法の目的は達成出来ると思う。
また、指定管理鳥獣の順応的な管理を行うために、両計画を統合できるとしても、複数の計画を策定しなければならないことは事務負担の過大となり、順応的な管理のために計画を変更しなければならない事由が生じた場合は、中期計画である特定計画を必要に応じて変更していく方が、より順応的な管理が可能であると思う。
捕獲目標を達成せずに漫然と計画を変えない都道府県に対しては、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の実績報告をもとに、個別に当該団体に対して、しかるべき技術的な助言等を行えば足りるのであって、すべての都道府県に毎年度の計画を義務付けるのは、合理的ではない。

以上により、実施計画に関する規定を廃止し、特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施すると位置付けるよう、規定を見直していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画及び第二種特定鳥獣管理計画を一体的に策定することが可能である旨を法令で明確に規定すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○「第二種特定鳥獣管理計画」と「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、一次回答において統合が可能であることをお示しいただいたが、その旨法令上明記すべきではないか。

各府省からの第2次回答

第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）は、シカやイノシシ等の獣種ごとに、その生息数の減少や生息域の範囲の縮小を目的として、生息状況等の調査等を行った上で、都道府県や市町村等が行う計画的な捕獲に係る目標や狩猟に係る規制緩和等を定めた、概ね3～5年間の中長期的な期間で定める総合的な管理計画である。

一方、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下「実施計画」という。）は、特定計画の捕獲目標を達成するため、都道府県が行う捕獲の具体的な計画であり、前年度の捕獲実績を検証し、PDCAサイクルを回しながら、機動的、効果的な捕獲となるように原則として1年ごとに見直しを行う計画である。よって、両計画は、期間、目的、内容等も異なっている。

特に、ニホンジカやイノシシ等は、自然増加率が高く、環境変化により生息頭数の年変動も大きいという特徴を有する。そのため、都道府県においては、特定計画の目標達成に向けて専門家などの科学的知見を踏まえ、1年ごと等の一定のサイクルで目標の達成状況を評価、検証し、実施計画の見直しや修正を行うことが必要である。このように効果的な捕獲等を行うために両計画が役割分担して互いに補完しながら機能していることから、実施計画の規定を廃止することはできない。

なお、提案団体からご指摘の平成29年の通知については、「地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）」を踏まえ、必要に応じて年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画が策定可能であることを都道府県に示したものであるが、本通知も上記のように実施計画の短期的な見直しの必要性を前提としている。

ただし、計画的な個体群管理を行っている都道府県において、PDCAサイクルを回し、必要な見直しを行うことを前提にするならば、現行制度においても、特定計画と実施計画をまとめて定めることは可能と考えている。

今後、都道府県の事務負担をより一層軽減するため、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る計画の様式の簡略化、記載事項の省力化に努めていきたい。

なお、ご提案のように、他の関連する計画の一部に組み込むことができる旨を法令上明記することについては、提案募集検討専門部会における一次ヒアリングにおいて、委員からの「地方分権一括法でやっていただければよい」とのご発言があったことを踏まえ、地方分権一括法による措置が法制上可能かどうか、内閣府地方分権改革推進室で検討中と承知しており、状況を注視してまいりたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号	164	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	06_環境・衛生
------	-----	------	--------------	------	----------

提案事項(事項名)

第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。

また、同条第3項により鳥獣保護管理事業計画の規定(同法第4条第4項)が準用され、計画策定に当たり自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。

【支障事例】

当県では計画策定に当たり「環境審議会」の意見を聴取することとなるが、「環境審議会」は特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する「有識者(鳥獣管理に関する学識経験者、狩猟者等)」等が少ない委員構成となっており、必ずしも当審議会での審議にはそぐわないものとなっている。

また、「環境審議会」からの意見聴取に加えて、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、学識経験者等から構成される検討会等の設置及び意見聴取を事実上義務付けており、過大な負担となっている。

【懸念の解消策】

実質的には、指針を根拠とする検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。

また、本計画の上位計画である「鳥獣保護管理事業計画」においては、引き続き「環境審議会」での調査・審議が行われるため、本計画と県全体の環境保全及び自然保護の方針との整合性は図られる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画の対象(イノシシ、シカ等の特定鳥獣)に即した「有識者」の意見を計画の策定に反映しやすくなり、より計画が特定鳥獣の保護管理の実態に即したものとなる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項
鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、茨城県、栃木県、静岡県、京都府、大阪府、高知県

○当団体においても、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を踏まえた本団体の指針に基づき、シカ管理計画の運用や改定案の検討に当たっては、シカに関する専門的な知見を有する学識経験者や地元市町村等からなる「シカ管理計画検討会」を設置しており、法の規定により諮問する「自然環境保全審議会（本審議会及び鳥獣部会）」での手続きとあわせ、大きな負担となっている。
○当県においても、学識経験者を含めた検討会を開催しており、環境審議会メンバーとも重複している状況である。

各府省からの第1次回答

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制機関（以下単に「合議制機関」という。）は、同条第2項に基づき、「温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。」こととされており、第二種特定鳥獣管理計画の作成に当たっても、鳥獣保護管理法第7条の2第3項において読み替えて準用する同法第4条4項に基づき、合議制機関の意見を聴かなければならないこととされているところである。このため、御指摘の都道府県が設置する検討会等が合議制機関として認められるものであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はなく、都道府県知事の判断により、現行制度においても提案事項は実施可能であり、この旨は今後周知していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度により対応可能である旨の回答をいただいたが、以下により、対応できないと考える。
「検討会等が合議制機関として認められるものであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はない」とのことだが、合議制機関として認められるためには、自然環境保全法の規定上、その設置について条例で定める必要がある。
現に環境審議会という自然環境保全法上の合議制機関が存在しているにもかかわらず、環境審議会での意見聴取を不要とするために、条例で新たな合議制機関を創設することは、基本指針において検討会や連絡協議会の設置を求めていることと整合しないとともに、行政機関の合理化、簡素化の要請にも反している。また、検討会等は、知事の諮問に応じ自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するという、自然環境保全法で規定する合議制機関に求められる役割に沿ったものとは考えられない。
したがって、検討会等が合議制機関として認められるものとするのは適切でないと考えられ、引き続き環境審議会、検討会の両方で意見を聴取する必要があり、過大に事務負担を生じさせる状況は変わらない。
そもそも、環境審議会の性質上、特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する有識者が手厚い委員構成とすることは困難であるため、第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）に係る審議はそぐわないと考える。
環境審議会内に鳥獣部会を設置するとしても、部会では鳥獣全般に関する諸問題を審議することとなり、特定鳥獣であるニホンジカ・イノシシの有識者が少ない状況が根本的に解消されないおそれがある。
当県では、ニホンジカに関して特定計画の目標値を上回る捕獲実績を達成し、その結果、近年推定生息数が減少傾向に転換することとなり、合わせて農業被害の減少の効果が表れ始めた。これは、これまでニホンジカの生態だけではなく、当該生息域での行動を把握できる立場にいる委員からの提言等によるところが大きい。例えば、対象森林の管理者や当該地域での狩猟者のような、合議制機関等が想定するよりも、具体的かつ即地的な提言を行う者が実際には委員として実効性のある提言ができる。
検討会では、特定鳥獣の有識者である委員によって具体的な提案がなされており、特定鳥獣の実態に即した特定計画の策定が可能となっており、法律の趣旨は充足している。条例で定められた「合議制機関」ではないことから、特定鳥獣に関する新たな問題が発生した場合、その問題の専門家に委員として入ってもらうなど、実態に応じた委員構成に柔軟に変更することが可能であり、環境省が繰り返し求めている、より順応的な管理にも資するものとなっている。
したがって、検討会が自然環境保全法上の「合議制機関」であることで環境審議会の意見聴取を不要とする要件とする必要性は乏しいと考えられ、現行の検討会が「合議制機関」であるか否かにかかわらず、環境審議会の代わりに検討会等の鳥獣管理の有識者からの意見聴取で足りることとなるよう、法律の規定を見直していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

第二種特定鳥獣管理計画の策定に関わる手続の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化するべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。
- 検討会等及び自然環境保全法に定める合議制機関の両方に諮ることは地方公共団体への過大な負担となっている。計画策定に当たっては、鳥獣の保護管理に関する専門家などからなる検討会等に意見聴取すれば足りることとすべきではないか。

各府省からの第2次回答

第二種特定鳥獣管理計画は、都道府県において、鳥獣の生息状況等を勘案して当該鳥獣の管理を図るために定める総合的な計画であり、その計画の策定・変更に際しては、審議会その他の合議制機関（以下単に「合議制機関」という。）への意見聴取を行うこととしている。

合議制機関は、普通地方公共団体の行政組織の一環をなすものであることから、行政部内における任意の判断に依拠することなく、条例に基づいて均衡ある組織・運営が定められる必要がある。そのため、合議制機関への意見聴取を行う趣旨としては、合議制機関の議を経ることにより、地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図るためである。

なお、当該計画の達成を図るため必要があるときは、都道府県知事は、地域の実情に応じて、狩猟期間の延長など、環境大臣が定める狩猟に係る規制の緩和等を行うことが可能とされている（法第14条）。その場合も、こうした合議制機関の意見聴取をした上で行うこととされているのは、地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図る観点からである。

また、提案団体における環境審議会においては、委員の構成等が特定鳥獣の調査・審議に「そぐわない」ものとなっているとのこと。

しかしながら、特定鳥獣の調査・審議に即した部会等の組織の設置や委員の選定等について、提案団体の現行の条例においては、都道府県知事に委任されており、行政機関の合理化・簡素化の観点も踏まえつつ、柔軟に対応することが可能となっている（既に多くの都道府県でそのように対応している（※））。さらに、環境省において「鳥獣プロデータバンク」における「鳥獣保護管理プランナー」を紹介することが可能である。

（※）審議会の下に部会を設置している例が、現在37都道府県において確認されている。また、そのうち鳥獣関係の審議をより専門的に実施できるよう「鳥獣部会」又は「野生生物部会」等として、一定程度の専門性を持つ部会としている例が、23都府県において確認されている。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	220	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	01_土地利用(農地除く)
------	-----	------	--------------	------	---------------

提案事項(事項名)

地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。

具体的な支障事例

都道府県が定める地籍調査事業計画について、市町村(字単位)ごとの調査面積や調査手法などの詳細な記載を求められ、市町村等の事業主体が策定する地籍調査事業実施計画とほぼ同一の内容を定めることとなっていることに加え、国土調査法には、地籍調査事業計画の変更に関する規定がなく、軽微な変更を含む全ての変更が法令に基づかない手続きとなっている現状にある。

国として地籍調査事業の進捗状況を把握する必要性は理解できるが、国負担金等の交付額の変更を伴う場合などの重要な変更については、実務上、国負担金等の交付・変更手続きにおいて把握が可能であり、地籍調査事業計画の変更手続きまで必要とされていることが負担となっている。

また、従来、国負担金等の交付額の変更を伴わない地籍調査事業計画の軽微な変更(調査地域、調査面積、実施工程等の変更)については、国への報告は不要であったが、令和2年5月から遅滞なく国に報告することとされた。事業の進捗調整等を目的に、軽微な変更は、多くの市町村で毎年行われており(令和2年度:5回)、地籍調査事業計画の記載内容が詳細すぎることも相まって、その度に生じる計画の変更、国への報告事務が負担となっている。

毎年度、事業計画を作成し、当該年度の調査面積等と併せて、前年度までの実績についても記載しているところ、年度途中に変更の情報を国が把握する必要性は低いと考えられ、都道府県及び市町村に新たな業務負担が発生していることも踏まえ、地籍調査事業計画の変更手続きは廃止すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地籍調査事業計画の変更に関する手続きが見直され、国土調査事業事務取扱要領に基づく変更の手続が不要となれば、都道府県及び市町村の事務負担が軽減される。

根拠法令等

国土調査法第6条の3第2項
国土調査事業事務取扱要領第31

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、高崎市、渋谷区、新潟県、半田市、豊田市、草津市、長岡京市、大阪府、たつの市、奈良県、岡山県、

広島市、今治市、宇和島市、宮崎県、沖縄県

○当県でも令和2年12月に5市町村の地籍調査事業計画に関する変更手続きを国交省に行ったが、変更内容は軽微な内容(調査面積の変更)であった。市町村からの変更申請は11月にあり、内容確認に時間を要し事務負担増となった。

○当県では令和2年度に重要変更を3回、軽微変更を4回実施している。交付額の変更を伴う事業計画の変更手続きについて、交付規則等に基づく交付・変更手続きと一本化するとともに、交付額の変更が生じない事業計画の変更の報告は、交付規則等に基づく実績報告時に併せて行うようにすることで、事務の簡素化が期待できる。

各府省からの第1次回答

事業計画の策定は、国土調査法第6条の3第3項により国土交通大臣との協議及びその同意を要件としており、同条第4項により、国土交通大臣は国が負担する経費の総額が予算を超えない範囲で同意を行うこととされている。また、こうした考え方の下、事業計画に変更が生じた場合についても国土交通大臣の同意を得ることとしているところである。一方で、事業計画の変更のうち、交付額の変更が生じない軽微な変更については、都道府県の負担軽減の観点から、同意ではなく報告を求めていることとしている。

都道府県への交付額の変更が生じない場合であっても、例えば、実施主体である市町村が変更される場合なども想定されるところであり、事業の執行管理の観点から、国がその事実を把握しておく必要があると認識しているところ、現行では、事業計画の変更後に全て遅滞なく報告を求めているところ、変更内容によっては報告頻度を緩和するなど対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国による経費の負担が予算の範囲内となることは当然であり、また、国予算額に合わせて事業計画を策定している実態にある現状では、予算額を超える事業計画への同意は実務上生じないと考えられ、必ずしも法律補助であるという理由により事業計画の変更を行う必要もないと考えられる。加えて、当該年度の事業実施に要する経費の総額が国予算の範囲内となっているかは、地籍調査負担金交付要綱等における実施計画の変更手続きにおいて、実務上把握が可能であると考えられ、予算との関連については懸念はないと考える。

また、交付額の変更を伴わない、交付要綱に承認が必要とされていない変更である、ご指摘のような実施主体の市町村の交付額が変わる事実などを、国が常時把握することにどれだけの必要性があるのか疑問があり、地籍調査が自治事務であることも踏まえ、事業計画の変更の必要性について、再度検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮城県】

計画変更に係る報告が法定事項でないことも踏まえ「報告頻度の緩和」だけでなく、国が地籍調査に関する情報整理を必要とするタイミングに限り、公文書によらず電子メールでの照会・回答により変更状況を伝えることで可とするなど、手続の簡素化についても検討願う。

【奈良県】

軽微な変更のみの市町村まで随時、手続きが必要となっており、大半の実施市町村、都道府県が報告を行う必要が生じている。

事務負担軽減のため、把握が必要な内容を限定して頂き、重要変更に追加することで、従来通り、重要変更のみ報告することも含めて、検討頂きたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない(省令等以下の形式に基づく)義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○自治事務である地籍調査に関する事業計画の変更手続を法令に基づかず通達で義務付けることは法制的に不適切。1次ヒアリングにおいて、法定の計画制度は進捗管理のため必要との説明があったが、そもそも同計画

は毎年度策定(前年度までの実績も記載)するものであることから、変更手続は法定されていないのか。

○1次ヒアリングにおいて、法律に基づき国が同意した事業計画の範囲で国が経費を負担するため事業計画の変更手続が必要との説明があったが、現行でも事業計画の変更に係る同意は法律に基づく同意ではないのではないか。予算上の必要性であれば、別途、補助金等適正化法に基づく国負担金の手続きで十分ではないか。地籍調査は自治事務であり、地方公共団体への義務付けを最小限にする観点から、事業計画の変更手続を廃止し、国負担金の変更手続の中で必要な確認を行うこととするよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、事業の適正な執行管理の観点から、国に対する事業計画の変更手続を求めていたが、地籍調査が自治事務であること及び都道府県の事務負担軽減の観点から、国への変更協議・報告は廃止する方向で検討する。

なお、補助金適正化法に基づく交付申請(交付金額の変更を含む)の審査手続及び実績報告において確認を行うことで、適正な事業の執行と事業の状況の把握に努めることとする。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省、国土交通省 第2次回答

管理番号	212	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	01_土地利用(農地除く)
------	-----	------	--------------	------	---------------

提案事項(事項名)

地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化

提案団体

那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める。

具体的な支障事例

地籍調査の成果(地籍調査による一筆地立会いや測量により決定した筆界)について、既存公図(和紙公図等)との乖離を理由に法務局の登記官からの修正指示を受け、地権者等と再調整が必要になる筆が多数発生している。和紙公図は、距離や形状、長狭物の幅や筆界点の位置等が曖昧で、現地と相当の乖離が生じており、登記官の指示により公図の筆界の形状と厳密に合わせることは一度地権者が了承した境界を再調整することになるため、再度の了承が得られにくく、相当の日数と事務負担が生じる結果となっている。現在、各筆の形状や接合部、長狭物の幅等の疑問点がある場合は、全て登記官に相談して立会いを実施しているが、特に山間部や農村部、河川周辺等はその相談件数が年々増加傾向にある。

また、立会い前に判明した疑問点は、事前に登記官に相談した後に現地立会い等の対応をしているが、立会い時や立会い後に発生した疑問点は後日登記官に相談し、その後に再立会いを実施するため、当該箇所に対応に時間を要することになる。加えて、現地立会い時に現況と公図との乖離による筆界点や筆界線をどの程度の修正が可能かの基準がないために、地権者への説明及び了解を得ることに苦慮している。本来、地図の整備は法務局の業務であるが、全国的に法務局の地図整備をこの地籍調査事業で補っているのが現状である。地籍調査の迅速かつ円滑な実施及びその成果の活用のため、修正指示を最小限とし地籍調査の成果が作成できるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化が必要と考える。なお、地籍調査事業では、正確な地図を作成するために1地区あたり数か月の地権者の立会いをいただき、1回の立会いで了承を得られない場合は再立会いを実施、それをもとに地籍図を作成、その後地権者にその結果を閲覧していただいているが、土地の形状、隣接地等との接合部、長狭物の形状、調査地区全体の形状等、全て公図を完全に遵守するのであれば、公図と現地を照合する必要がなく、地籍調査を実施する意味自体がなくなってくる。地籍調査は地権者の立会いのもと、形状や距離等の公図の歪み等を修正していくことが目的の一つであるため、ある程度幅を持った形で修正していくことが重要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地籍調査の迅速かつ円滑な実施が可能となり、地籍調査の進捗率の向上に資するとともに、地籍調査の効率的な実施が可能となり、調査の実施に伴う業務及び費用の負担軽減等が期待できる。

根拠法令等

国土調査法による不動産登記に関する政令
国土調査法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、小山市、大田原市、下野市、上三川町、壬生町、那須町、渋谷区、三浦市、福井市、中野市、半田市、豊田市、草津市、京都府、たつの市、奈良県、広島市、宇和島市、宮崎県

○現状ではなく公図に基づき立会を求めることにより、隣接所有者双方の合意が得られず、場合によっては筆界未定となる可能性がある。また地籍調査事業の目的は、地籍を明確にして、災害発生時の速やかな復旧作業の促進、土地利用を促進することであるが、筆界未定により目的を阻害する原因となっている。筆界未定も地籍調査の成果との考え方もあるかと思うが、現地において隣接所有者が存在し、立会の実施が可能であるのに、公図と現状との乖離の差を埋める事が出来ない。

○公図と矛盾があると判断されると、現状では、地図訂正若しくは、再度立会により公図と矛盾ない新たな境界を再設定するなどの対応をしなければならない。地籍調査は大規模面積を調査するため、公図と合わない箇所も多くなり、その処理は実施主体の大きな負担である。（また、山林部では、公図の精度がより低く、地図混乱地、所在不明者の問題が多いと言われており、認証出来なくなることが危惧されるため、着手地区の増加に繋がらない）。そもそも、公図との差異は、公図作成時の誤り、現地復元精度の低さ、土地交換・区画の整理や災害復旧等による土地形状の変更、高度経済成長期の宅地化に伴う分筆・地図訂正等の誤りなどの原因から数多く存在する。地籍調査は、現在の地租改正作業とも言え、公図を元に調査素図を作成し、公図よりも精度の高い復元性のある測量作業により、集団和解方式と同様に所有者等と立会確認し、全筆調査のうえ、最新の土地境界を表す地図を作成している。地籍調査の進捗率が低く、調査完了までかなりの年数がかかる見込みの中、調査率の向上のため、延いては法務局備付地図の整備を推進するため、例えば、地籍調査による訂正を理由に地図の作成、更新を行う方法など、地籍調査の成果の取扱いと手続きの簡略化を求める。

○字界毎の公図が、接合すべき字界線の形状と異なり、接合できないケースも見られる。これらの公図の相違は法務局が自ら訂正するのではなく、関係地権者全ての同意を取得しなければ（地権者からの申し出がなければ）地図訂正が出来ない状況。土地の境界線については、現地在が優先であり、古い公図は縮尺が示されていても、現地の形状が変わっているケースもあるため、現地立会において、その土地の概形を示す資料的位置付けに留まるのではないかと考える。そのため、法務局においては、地籍調査において関係地権者全員との協議を了した筆界線について、既存公図と多少の乖離があっても正式なものとして取り扱ってもらえれば、法務局との個別協議や関係所有者との再立会、また再度の作図がなくなり、調査の効率化が図れることが期待出来る。

○公図と異なる場合に法務局と協議した結果、地籍調査の調査したように成果を作成してもよいとなったとしても、地籍調査事業の成果を収める前に誤り訂正や地図訂正にて修正するように法務局から指示がある。このような場合は、同意をいただいている地権者に再度連絡を取り、説明に伺い説明の上に申請書等を提出することになる。最終的には地籍調査での調査結果となるため、このような手続は省略してもらいたい。また、事前に登記官に相談をし、事業を進めていても、登記時に登記官が変わり説明しても理解してもらえず、再協議を行う場合も多々ある。法務局の考えを明確にし、統一することにより円滑に事業が進む。

○当市においても、以前は管轄法務局の登記官により意見方針等が相違する場合があったと認識している。また、職員が新任の場合には、不慣れな面もあることから、修正方針を統一・明確化したマニュアル策定が望ましい。

各府省からの第1次回答

筆界の調査は、地籍調査作業規程準則第30条1項において、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとしてされており、所有者等の確認のみをもって筆界の調査を行うものではない。

昨年6月に地籍調査作業規程準則を改正し、同第7条の2に地籍調査の実施主体が登記官に対し助言を求められることができる規定を新設したほか、昨年9月には、筆界の調査等に当たって法務局が必要な協力を行う旨、国交省から地籍調査担当部局に、法務省から法務局にそれぞれ通知したところであり、引き続き、連携して地籍調査の円滑化を図ってまいりたい。

ご指摘の「修正方針」については、筆界が形成されるまでの経緯、筆界に関する各種資料や各地域における筆界に関する慣習等はそれぞれ異なるものであり、一概に示すことは困難であるが、筆界の調査方法について、

国交省と法務省とが連携して、法務省の担当官を講師とする地籍調査担当への研修の充実や手引の作成等を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、地籍調査を実施する際、どの程度公図を修正できるのかを明確にすること及び登記官の解釈を統一化すること等を主旨としている。

地籍調査が自治事務であることを踏まえ、地方自治体の要望を考慮したうえでの修正方針を示すこと、また、地域の特殊性があり一概に修正方針を示すことができないのであれば、最低限、地域ごとの修正方針を定めるよう法所管部署として指示すること、若しくは甚大な誤りがない限り、地籍調査成果の登記を受け付けていただきたい。

第1次回答で示された、地方公共団体の地籍調査担当への研修の充実や手引きの作成ではなく、むしろ法務局の登記官に対する研修等が必要であると考えられる。

地籍調査作業規程準則第30条1項に「総合的に考慮し」とあるが、公図の精度が曖昧である以上、総合判断にはある程度の幅が必要になると考えられるが、登記官により修正の解釈が違い、ある程度公図に合わせて作成された地籍図でも詳細な部分まで指摘が入ることがあるため、実施主体は登記官により対応を変えざるを得ず、これらの対応が地方自治体等への費用や時間的な負担になっており、効率的に地籍調査ができない現状にある。

地籍調査が始まってから約60年が経過するのにも関わらず、進捗率は全国平均で未だ52%と約半分程度であるため、効率的に地籍調査を実施することで進捗率を上げていく必要があるが、これには修正方針の統一化もしくは幅を持った公図の修正ができることで、登記官の負担軽減及び円滑な地籍調査に資すると考える。

本提案には全国各地から追加共同提案がされており、全国的な問題であるので、主旨に沿った検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【奈良県】

地籍調査における筆界の調査方法の基準、手引等の作成にあたっては、登記官、実施市町村、地権者等関係者が共通の認識で、円滑に調査を進めることが実施出来るように、既存公図と現地の乖離がある場合の修正方針（登記所が修正を求める事項と地籍調査におけるその処理方法）を、主な事例や地域毎に分けたものでも構わないので、記載して頂きたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。あわせて、地方自治法第245条の2(関与の法定主義)から法律及びこれに基づく政令によらない関与は認められないため、地籍調査における登記官からの修正指示はあくまで技術的な助言であることを通知等で明確化すること。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○地籍調査が自治事務であるにもかかわらず、登記官からの修正指示により地方公共団体に相当な事務負担が生じていること等を踏まえ、登記官と地方公共団体職員等との共通認識となる修正方針に関するガイドライン等を全国統一あるいは地域ごとに作成すべきではないか。実態を踏まえ、早急に検討し、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

公図は、種類や地域等によってその精度が異なるものであり、また、一つの公図の区域内においても、土地によって現地の状況を比較的正確に表している場合とそうでない場合があるなど、公図がどの程度筆界を正確に表示しているかについての事情が様々である。そのため、地籍調査に際し、公図に示された内容をどの程度筆界の調査の考慮要素とするかは、その事案ごとに個別的に判断する必要があり、資料としての公図の取扱いについて、一律の基準を定めた運用を行うことは不可能であり、逆に一律の基準を示すことにより誤った筆界の調査につながる可能性があり適当でない。

一方で、成果認証後に大幅な修正を行うことが事務負担につながるという点等については、当省としても必要な対応を行いたいと考えている。
(具体的な内容は別紙のとおり)

別紙 管理番号 212「地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化」二次回答

公図は、種類や地域等によってその精度が異なるものであり、また、一つの公図の区域内においても、土地によって現地の状況を比較的正確に表している場合とそうでない場合があるなど、公図がどの程度筆界を正確に表示しているかについての事情が様々である。そのため、地籍調査に際し、公図に示された内容をどの程度筆界の調査の考慮要素とするかは、その事案ごとに個別的に判断する必要があり、資料としての公図の取扱いについて、一律の基準を定めた運用を行うことは不可能であり、逆に一律の基準を示すことにより誤った筆界の調査につながる可能性があり適当でない。

一方で、成果認証後に大幅な修正を行うことが事務負担につながるという点等については、当省としても必要な対応を行いたいと考えている。

具体的には、次の4点について、法務局・地方法務局に事務連絡等で周知する方向で検討するとともに、表示登記を担当する登記官による各種の研修や会同等の席上で、これらの考え方を説明することにより、各登記所にその内容を十分周知させることとしたい。

- ①成果認証後の段階での助言が地方公共団体の負担になり得る点に留意するとともに、普段から地方公共団体との連携を密にし、地方公共団体に早い段階からの相談を促すとともに、助言を求められた際には、速やかに助言を実施すること
- ②法律上、登記官の助言は技術的な性質のものであり、指示・命令といった位置付けのものではないこと。ただし、成果物に問題点が多数見られる場合には、不動産登記規則第10条第5項の規定に従い、不動産登記法第14条第1項に基づく地図ではなく同条第4項に基づく精度の低い地図として登録することになる可能性があり、その旨の認識を十分に共有すること。
- ③上述のとおり一律の基準を示すことは困難であるが、助言に当たっての基本的な考え方（地籍調査においては飽くまでも現地の筆界を調査することが必要であり、同調査に際しては公図に示された土地の形状のみにこだわるのではなく、既提出の地積測量図等各種資料を踏まえて判断する必要がある旨等）を登記官が共有できるようにすること
- ④前提条件等に変更がない場合に、登記官が一旦示した見解を、合理的な根拠なく変更することがないよう助言等の対応の一貫性に十分留意すること

なお、当省でも全国に50ある全ての法務局・地方法務局から、地籍調査を行う市町村とのやり取りに係る実情を聴取した結果、送付された地籍調査の成果に、次のような事案が散見されることが判明した。

- ①既提出の地積測量図と相違するもの
- ②公図と大幅に相違するもの
- ③従前にされた筆界特定の結果と相違するもの
- ④コンピューターによる取扱いに適合しない登記簿に係る物件についての調査がされてい

ないもの

⑤合併制限を看過したまま調査が終了しているもの

この点、地籍調査を行う地方公共団体に対しては、関係する図面や登記記録について十分に調査することはもちろん、上記②のような事案については、調査の完了を待つことなく早い段階（一筆地調査時等）で管轄登記所に相談することをお願いしたい。また、⑤のような事案を含め、成果の中に登記することのできない事案が含まれる案件については、引き続き登記所からその点に係る助言を行う必要があることは御理解いただきたい。さらに、昨年、国土調査法の改正と併せて不動産登記法が改正され、一定の要件の下、地籍調査を行う地方公共団体による筆界特定の申請が可能となった。公図と現地とが大幅に相違し、土地所有者間の筆界に関する認識が相違するなど、困難な事案について筆界特定制度を活用することにより、法務局が筆界を調査した結果を地籍図に反映させることが可能となったことから、同制度の活用も併せて検討願いたい。